

昭和44年11月15日第3種郵便物認可 毎月1回25日発行1部200円

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

号外
2010・8・20

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
TEL 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

特集

青法協第61回定時総会 弁学合同部会第41回定時総会



記念講演を行う渡辺治氏 (6月26日、金沢)

E-mail bengaku@seihokyo.jp

旧試験廃止後の対策・就職支援・給費制存続問題が 修習生支援の当面の問題

青年法律家協会第六一回定時総会が、六月二七日、金沢市で開催された。総会では、各期修習生部会の報告と法科大学院部会の報告を受けた後、修習生・法科大学院生支援など、後継者支援について活発な討議が行われた。

まず、内藤光博議長より、憲法を尊重擁護するとの青法協の設立趣旨が、設立から五六年経った今でも生きているのではないか、とのあいさつがなされた。

一 修習生部会・法科大学院生部会の報告

修習生各期会の報告では、新六三期修習生部会から、プレ研修などのつながりで部会を二〇〇九

年一二月に立ち上げたが、前期修習がなく三〇〇名を目標としている七月集会の参加者集めに苦慮していること、六月の段階で、修習生の五割が就職未定であること、七月集会については、給費制が廃止されると参加率が大きく下がるのではないかと危惧があるとの報告がなされた。

現行六三期修習生部会については、二回試験間近であり、文書で報告がなされ、修習生委員会委員長の笹山尚人会員が代読した。

法科大学院生部会からは、二〇〇九年八月一九

日に部会を結成した、全国に部会員がおり、企画を通して人権問題を身近に感じてイメージをもつことができることが部会の魅力であること、法科大学院では、全員が合格のために必死であり、夢や社会問題を話すことができなかつたので、法科大学院生部会の存在が貴重であるとの報告がなされた。

一一 修習生委員会の活動について

修習生委員会の活動について、修習生委員会の津田二郎会員から報告がなされた。二〇〇九年九月に現行六四期のために事務所説明会を行った、新六三期修習生には、合格祝賀会、プレ研修など

青年法律家協会議長への就任にあたって

岐阜大学教授 近藤 真

行い、二〇一〇年三月に地方限定の事務所を対象とした事務所説明会を開催した。これが好評だったため、今後も継続していきたい、また、旧試験の修習生がいなくなってしまうと一月集会に参加することで七月集会の実行委員会を結成するというサイクルが成立しないため、その対策が必要である。

この旧試験の修習生がいなくなった後の対策と、就職支援問題、給費制存続問題と合わせて三点が当面の課題であり、給費制については、理論的な力になれるようなパンフレットの作成を検討しているが、各単体会での活動にも力を注いでい

ただきたいとの提案がなされた。

討論では、まず、井上耕史会員(大阪)から、各地でやる気のある積極的な人材を発掘し、全国規模の集会には必ず来てもらうということを意識的に行うべきであり、具体的には、人権研究交流集会、七月集会に来てもらうのが最善であること、籠橋隆明会員(あいち)からは、環境法律家連盟のノウハウに学ぶべきではないか、具体的には、メールマガジン、受験対策として勉強会などがある益であるとの提案がなされた。

北村栄会員(あいち)からは、青法協の新人会員対策は思っているほど難しくないのではない

か、まず、各事務所のボス弁に連絡をとり、声かけの可否を聞き、その後対象者に直接連絡をとる、という二手間で新人会員が十分集まったとの経験が報告された。

三 新議長に近藤真会員(岐阜大学)を選出

事務局長の立松彰会員より、財政についての報告がなされたのち、議長に近藤真会員(岐阜)が新たに選任され、事務局長に立松彰会員(千葉)が再任し、総会を終了した(文責 神保大地)。

法で、とくに、最近にはNZで極めて発達している手続的環境権に強い関心があります。できれば来年には、NZ憲法の概説書を出版したいと思っています。『民主主義とは何か、ニュージーランド憲法の挑戦』というようなタイトルでNZ憲法がいかに優れているか、NZ憲法に日本がいかに学ぶべきかについて論じたいと思います。

新

議長に就任した近藤真です。戦後日本の憲法擁護の運動において輝かしい地歩を築いた青年法律家協会の歴史に恥じぬたたいを、するべく皆さまの期待にそえるように全力を尽く

します。

簡単に自己紹介します。現在、岐阜大学地域科学部の憲法の教授をしています。ここ二〇年の主たる研究対象は、NZ(ニュージーランド)憲

私

のこれまでの経歴について話します。私は、一九五三年名古屋生まれで、一九七一年に名古屋の私立東海高校を卒業しましたが、高校三年の時、生徒会の仕事で、友人たちと授業料値上げ反対の全学無期限ストライキを実行して

値上げを阻止したことが、強く記憶に残っています。その後、立命館大学法学部に入學し、ゼミは民法をとり、卒論は附合契約論について書きましたが、一九七三年の長沼ナイキ基地訴訟での青法協の大先輩である福島重雄裁判長の自衛隊違憲判決に触発されたこともあって、憲法の道に進もうと思いました。

一九七七年に名古屋大学大学院に進み、長谷川正安先生や森英樹先生の下で憲法を専攻し、ドイツ憲法の研究をしました。名古屋大学では、民主主義科学者協会法律部会(民科法律学会)での研究活動と愛知憲法会議での憲法運動によって育てられました。

博

土課程を終え、名古屋大学の憲法の助手になりましたが、助手論文は「社会的権力に対する個人の意見表明の自由」ワイマール憲法



第一一八条第一項第二段の成立と展開(名古屋大学法政論集 九九、一〇〇号、一九八四年)というもので、戦後西ドイツのいわゆる第三者効力論の基となった、ワイマール憲法第一一八条の自由権の私人間効力の明文規定の研究でした。

このテーマを選んだのは、大学院生時代、中電訴訟とかかわり、大企業労働者の職場の自由をたたかい取るためにどうすればよいかを考え、ワイマール憲法第一一八条がヒントになるかと思ったのがきっかけでした。今日では大企業による思想差別反対の労働者原告と弁護団の長年の法廷内外の闘争によって、中電訴訟も勝利し、一九九五年の関電訴訟の最高裁判決においては「職場における人間関係形成の自由」が承認されました。

一

九八五年、岐阜大学に憲法学講師として赴任しましたが、教職員組合の全学書記長となった一九八八年、ニューヨークでの第三回国連軍縮特別総会(SSDIII)に岐阜大学職組から派遣され、そこで一九八七年に非核法を実現したNZ代表との運命の出会いを経験しました。

被爆国の日本でも、非核三原則の法制化は日本国民がどれだけ要求してもできないのに、戦勝国のNZでは、原爆のおかげで日本に勝ったはずなのに非核法を制定することに成功し、その結果、ANZUS同盟は崩壊し、NZ国民は非核政策を、アメリカと絶縁しても守り通したことに感銘を受

け、なぜNZではそんなことができるのかに強い関心を抱き、日本の憲法学ではほとんど手付かずのNZ憲法のトータルな研究に着手し、その結果、NZ憲法の先進性に驚きました。

そ

それから四年後の一九九二年に最初の私のNZ憲法研究論文を発表し、八年後の一九九六年にはついに現地での憲法研究のために一年のNZ留学を果たし、首都ウェリントンに滞在しました。この留学経験により得た深い衝撃は私の憲法研究を根本から変えるものでした。

本の上からでは知ることのできなかつた民主主義とは何かに関するまったく新しい地平を体験的に知ることができたのです。そして、留学から四年たつて今、冒頭で述べたように、NZ憲法の研究をそろそろまとめる時期に入ってきました。それらの詳しいことはまた別の機会に話したいと思います。

最

後に、青年法律家協会の弁護士・学者の皆様さん、全世界から核兵器を一扫するために戦争を永久に放棄させるために、非核・平和・人権・環境・民主主義の憲法を擁護し、全人類を核戦争による全滅から救うというミッションを帯びて、この世に送り出されてきた憲法第九条を全世界に広げるためにも、ともに奮闘しようではありませんか(12 JUL 2010・こんどうまこと・憲法学)。

青年法律家協会弁護士学者合同部会 第41回定時総会

裁判員裁判・給費制維持で活発な議論が

安保体制・日米同盟の批判的検討など行動提起

青年法律家協会弁護士学者合同部会第四一回定時総会が、六月二六日・二七日、金沢市で開催された。参加者は北海道から沖縄まで二支部一地域一四一名。憲法課題では安保体制・日米同盟の批判的検討を進めるなどの行動提起が、司法問題では給費制維持の取り組み・裁判員裁判について活発な討議が行われた。

まず総会第一日目は、井上聡議長のあいさつの後、来賓の坂田覚全国青年税理士連盟会長、赤松茂全国青年司法書士協議会副会長からあいさつを受けた。また、地元北陸支部の川本蔵石支部長が歓迎のあいさつを行った。続いて、政治学・憲法学者の渡辺治氏を講師に招いて、記念講演「民主党政権をどう見るか」が行われた。

一 憲法課題について

次に、井上議長より議案の提案・財政報告が行われ、その後、憲法課題の討議に移った。

最初に、憲法委員会委員長の久保木亮介会員から報告及び問題提起がなされた。

久保木会員からは、全国の世論調査では、菅首相が日米合意を踏まえた対応をすると表明したことを評価するという回答が五割を超えたのに対し、沖縄の世論調査では、無条件撤去・国外移設が合わせて七割を超えたことを紹介しながら、全国と沖縄とにズレがあることが報告された。一方で、国民のなかに基地問題について一定の動揺が

あり、その背景には、マスコミや政府により、海兵隊抑止力というキャンペーンがなされ、国民世論にも一定の影響を与えているのではないかと指摘、その上で、抑止力思考は憲法九条と相容れるのか、海兵隊がアジアの平和と安定に貢献しているのかなどの議論を深めることを通じて、抑止力論を打ち破り、普天間無条件撤去を勝ち取る理論的・実践的活動を強化していくこと、新安保五〇年の今年に安保体制・日米同盟の批判的検討を進めていくことなどの行動提起がなされた。

沖縄の松崎暁史会員からは、沖縄での普天間基地の辺野古移設反対運動の盛り上がり報告された。また、沖縄戦で軍隊が住民を守らなかった体験から、沖縄では海兵隊抑止力と考えている人はいないこと、一方でイラクやアフガニスタンでの海兵隊の活動の実態は見えておらず、軍隊は住民を守らないという実感と切り結んで海兵隊の本質を語っていく必要があることが提起された。

東京支部の米倉勉会員からは、在日海兵隊の抑止力がクローズアップされている今こそ抑止力を憲法論として取り上げ、海兵隊の実態や役割に具

体的に触れながら、その合理性・合憲性を問う必要があるのではないかとの問題提起がなされた。

北陸支部の岩淵正明会員からは、これまでは護憲の立場からは抑止力論はそもそも議論の前提が異なる、ということでも思考停止していたが、われわれも憲法論・軍事論双方から反論すべきだとの問題提起がなされた。また、在日米軍そのものが抑止力として必要かという議論もあり、このことは日米安保条約の必要性にもつながるものであること、抑止力の定義が論者によってバラバラであるという状況も指摘された。

宮崎支部の成見暁子会員から、宮崎の新田原基地では滑走路などの大規模な改修工事、米兵用兵舎の整備が行われていることに触れつつ、「宮崎に米軍はいらないアピール」の運動に取り組んでいることが紹介された。

これらの発言を受けて、井上議長からは、抑止力という概念がいまに使用されているが、もともと抑止力は威嚇により平和を保つ力という概念であり、その点をふまえて議論する必要があるとの指摘がなされた。また、冷戦後の米軍再編のなかで普天間基地移設問題があること、米軍はグアムに戦略的基地建設という大方針があり、その方針を踏まえたくて抑止力の議論をしていく必要があること、沖縄に海兵隊が駐留するか否かは緊急即応性の問題であり、抑止力と区別する必要

があることが強調された。

議論のまとめとして、専修大学の内藤光博会員から、憲法からは抑止力は導き出せないこと、抑止力の概念がいまに用いられるがゆえに抑止力論に安易に乗ってしまうと効果的な反論ができなくなる、重要なのは基地の存在によって沖縄県民の平和的生存権が脅かされていることであり、平和的生存権に依拠して論じていく必要があることが述べられた。

一一 司法修習生の給費制維持の取り組み

司法修習生の給費制維持の取り組みについて、宮城支部の渡部容子会員から報告がなされた。

渡部会員からは、法科大学院生は卒業までに平均三〇〇万円の借金を背負うという実態や、給費制の廃止は法科大学院時代の借金の上にさらなる経済的負担を強いるものであり、青法協としても全力で取り組むべき問題であること、また、貸与制を定めた裁判所法の施行が今年の一月に迫っており、緊急の課題であり、給費制維持の世論を大きくしていくことの重要性が指摘された。

これを受けて、修習生委員会委員長の笹山尚人会員から、青法協弁学会合同部会として意見書を作成・提出する準備を進めていくことが提案された。一方で、当事者である法科大学院生の関心は

合格者数にあること、給費制維持が合格者数抑制につながるのではという不安もあり、必ずしも給費制維持が強い要求となっていないことが報告された。

討論では、「弁護士は富裕層と見られており、厳しい目で見られていることも認識すべき」（千葉支部・加藤寛之会員）、「職業教育はお金をもらいながらするという点や、給料もないのに修習中に三回も強制的な引越しがあるのは移転の自由を侵害し違憲だ」という点を強調すべき」（東京支部・萩尾健太会員）、「弁護士が裁判制度を支えている、だからきちんと教育が必要という世論を喚起するロジックが必要」（東京支部・鈴木敦士会員）、「法曹は司法制度を支える存在として国が責任を持って養成すべきであり、その視点を持って給費制維持を取り組んでいくべき」（大阪支部・遠地靖志会員）といった発言がされた。

当事者の法科大学院生からは、人権課題の取り組みへの意欲を持ちながらも、一千万円の借金の返済のために企業法務などを考えざるを得ないという友人がいるなど深刻な実態が報告された。

福岡支部の星野圭会員からは、福岡弁護士会では五万筆を目標に給費制維持を求める署名に取り組んでいること、宮崎支部の成見暁子会員からは、地元選出の国会議員へ要請行動や街頭署名行動をしていること、弁護士会主催の市民集会在が予定さ

れていることなどが報告された。

一日目の最後に北陸支部企画として、「富山県水見市内の連続強姦事件」(講師・奥村回会員、柳原浩氏)(詳細は別掲)、「福井女子中学生殺人事件とは何か」(講師・吉川健司会員)が行われた。

三 司法改革問題について

二日目は、司法改革問題についての討議から始まった。まず、裁判裁判の一年を振り返って、司法改革問題対策委員会委員長の立松彰会員より、裁判員制度は、参加意欲は低いものの、その認知度が高まっているなどの報告がなされた。

続いて、各地で裁判員裁判を経験した会員からの報告がなされた。

滋賀支部の杉本周平会員からは、「死刑にしてくれ」と発言した被告人に対して裁判員が「死ぬんだったら被害弁償してから死んでくれ」と法廷で発言したことにふれ、量刑判断に裁判員が参加することについて危惧があること、大阪支部の井上耕史会員からは、公訴事実に争いのない事件については、裁判官裁判に比べて裁判が遅くなっているのではないか、宮城支部の阿部潔会員からは、控訴審で被告人質問を行わせてもらえなかったことがあったこと、あいち支部の鈴木哲郎会員からは、韓国では被告人も裁判官も裁判員裁判にする

か否かを選択できる、量刑判断に裁判員は参加しないなどの、日本との違いが見られる。日本では、今後の改善が望まれるなどの意見が出された。

引き続き、法テラスと弁護士会のあり方・司法試験制度について立松会員(千葉)から報告があった。法テラスと弁護士会のあり方については、弁護士会の法律相談が減っている一方で、法テラスの利用が増えており、弁護士自治を崩壊させる危険があるとの報告が、また、司法試験制度については、いわゆる受験指導校が予備試験を、短期間で安く誰でも合格できると評価して、予備試験対策を始めたとの報告がなされた。

討議では、埼玉支部の田中重仁会員から、法テラスに関して、法テラスが業務を拡大してきており、経済的に弁護士を締めあげるような状況になってきており弁護士自治に危険が迫っていること、宮城支部の阿部潔会員からは、扶助申請を全員通すようにとの指示がなされていたり、国選弁護士報酬が増加するなどしている。その原資は、修習生の修習期間を短縮した点にあるのではないかとこの報告がなされた。

四 人権課題の会員の取り組み

青年法律家協会第六一回定時総会后、弁学合同部会の総会が再開され、人権課題の取り組みにつ

いて各会員から報告がなされた。

あいち支部の大坂恭子会員から、七月一日から入管法が改正となり、改善点が見られるが、強制帰国の問題などがカバーされておらず、抜本的な改正とはいえないとの意見が出された。

和歌山支部の芝野友樹会員から、九条を味わい、かみしめ、身にするとの趣旨で、憲法九条の文言を焼きつけた「紀州・九条せんべい」を作った。会場に持ってきているので味わってほしいとの報告がなされた。

大阪支部の岡千尋会員から、大阪・泉南アスベスト訴訟について、五月一九日に勝訴判決をとったものの、現在控訴審を行っている。地裁では第二次訴訟も係属しており、全国の弁護士とも協力してやっていきたいとの報告がなされた。

広島支部の端野真会員から、国道二号線の工事差止、損害賠償請求訴訟で、勝訴判決を得たとの報告がなされた。WHO基準を下回る基準で判断されており、勤務者についても請求が認められていない。この点が問題であるとの報告がなされた。

あいち支部の鈴木哲郎会員から、日弁連会員による意向調査制度の設立を求める提案がなされた。昨今の司法改革については、個々の会員の意見を聞かなかつたがゆえに、多くの制度的弊害が生じている。この反省に立って、執行部の横暴に歯止めをかけるべく、民主的な統制を図る必要が

あるとの提案がなされた。

五 人権研究交流集会について

続いて、第一四回人権研究交流集会第一八回実行委員会が行われた。

まず、実行委員会現地事務局長の加藤丈晴会員から、現段階での準備状況が報告され、続いて、各分科会のプレゼンテーションが行われ、各期の同期会の担当者の紹介が行われた。あいち支部の北村栄会員からは、チケット販売の必勝法が伝授された。

さらに、実行委員長の太田賢二会員から、集客状況として、新六三期は移動日で参加は見込まれないため、新旧六四期、法科大学院生を対象として働きかけを行っていたいただきたいとの提案がなされた（詳細は別掲）。

六 議案書の討議採択

一日目に提案された議案書と財政（決算と予算案）が拍手をもって承認された。

二〇一〇年度の常任委員について、支部推薦者と本部推薦者並びに会計監査委員が選任された。引き続き、二〇一〇年度の第一回拡大常任委員会が開催され、議長に鳥海準会員（東京）、事務局

長に松尾文彦会員（東京）、副議長に井上泰会員（神奈川）、中島宏治会員（大阪）、大山勇一会員（東京）、町田伸一会員（東京）を新しく選任し、拍手をもって承認した。

新旧役員による退任・新任のあいさつの後、最後に、井上前議長による閉会のあいさつがなされ、総会の全日程を終了した。

（文責 遠地靖志・神保大地）

2010年度 弁学合同部会三役

役職名	氏名	期	支部名
議長	鳥海 準	46期	東京(新)
	井上 泰	49期	神奈川(新)
副議長	中島 宏治	50期	大阪(新)
	上野 格	51期	東京(新)
	笹山 尚人	53期	東京(再)
	大山 勇一	53期	東京(新)
	町田 伸一	54期	東京(新)
事務局長	松尾 文彦	54期	東京(新)

2010年度の主な日程

【常任委員会】

- * 第1回 2010年 6月27日(日) 金沢総会・第1回常任委員会
- * 第2回 2010年 9月 3日(金)～ 4日(土) 京 都
- * 第3回 2010年12月 3日(金)～ 4日(土) 東 京
- ※青年法律家協会弁護士学者合同部会設立40周年記念レセプションを開催
- * 第4回 2011年 3月 4日(金)～ 5日(土) 山 形

【第42回定時総会】

- * 2011年 6月25日(土)～ 26日(日) 熊 本

【第14回人権研究交流集会】

- * 2010年 9月25日(土)～ 26日(日) 札 幌

《北陸支部企画》

なぜ、まったく無関係な人が逮捕・起訴され 有罪判決を受けざるを得なかったのか！

— 富山県氷見市内の連続強姦事件

北陸 奥村 回

1

氷見事件は、富山県氷見市で起こった連続強姦事件に関し、柳原浩さんが、誤

行っているであろうか？

逮捕され、有罪・服役までした後に、真犯人が現れたえん罪事件である。真犯人の登場により、

簡単に、事件発生などの事実経過を確認しておくこと以下の通りである。

検察官が再審を申し立て、柳原さんは、まったく

□二〇〇二(平成一四)年

無関係という完全な無罪判決が出された事件である。

一月二四日 強姦既遂事件発生(第一事件)

三月二三日 強姦未遂事件発生(第二事件)

四月 一日 第一事件被害者及び第二事件被害者

害者が、写真面割の結果、柳原氏を犯人に似ていると供述

四月 二日 第一事件履物痕と第二事件履物痕が同一であること判明

柳原氏宅の電話発信状況に関する捜査報告書作成(第二事件につき柳原さんのアリ

バイが確認可能)

五月 二日 第一事件につき逮捕状発付

五月 五日 柳原氏、第二事件につき釈放さ

る。

なぜ？ まったく無関係な人が逮捕・起訴され、有罪判決を受けざるをえなかったのか！

志布志事件、足利事件、布川事件等々、繰り返

されるえん罪の原因は何か？

被疑者国選弁護士制度の第二段階が実施され、一

年以上になる。

われわれ刑事弁護人は、二度とこのようない

罪を発生させないことができるだけの弁護活動を

行っているであろうか？

2

簡単に、事件発生などの事実経過を確認しておくこと以下の通りである。

四月 八日 一回目の任意取り調べ(否認)

四月二四日 二回目の任意取り調べ(否認)

四月二五日 三回目の任意取り調べ(自白)、第二事件につき逮捕

四月一六日 検察官による弁解録取(否認)、勾留質問(否認)

取り調べ担当警察官N警部補、弁解録取及び勾留質問で否認した柳原氏を恫喝し

て、上申書(二度と否認しません)という内容のものを作成させる

四月一七日 午後六時四八分ころから、当番弁護士としてQ弁護士が接見(否認)。

受任せず

五月 二日 第一事件につき逮捕状発付

五月 五日 柳原氏、第二事件につき釈放さ

る。

なぜボクが犯人にされたのか？

柳原浩さんは訴えています！ 氷見エン罪事件の真相の解明を！

富山(氷見)冤罪事件の経過	
2002年	
1月、3月	氷見市内で強姦事件(第1事件)、強姦未遂事件(第2事件)発生
4月8日	柳原浩さん、突然逮捕状もなく警察に連行され取り調べを受ける。
4月15日	柳原さん第2事件で逮捕
4月15日	第1事件で再逮捕
5月24日	第1事件で起訴
6月13日	第2事件で起訴
8月	氷見市内で同様の手口の強姦事件発生
11月27日	柳原さんに懲役3年の有罪判決(富山地裁高岡支部)
2005年1月	柳原さん仮出所
2006年8月12月	真犯人Oが氷見の2件を自供
2007年	
1月19日	富山県警、柳原さんの無実を発表
2月9日	富山地裁が再審請求
4月12日	富山地裁高岡支部が再審開始決定
10月10日	富山地裁高岡支部が無罪判決
12月	最高検が異例の水見事件報告書
2009年	
5月14日	柳原さん国家賠償請求訴訟を富山地裁に提訴
10月	国・県側、違法性なしと答弁書
2010年	
1月21日	富山地裁が国側に懲罰金一切の請求を求めた原告側の返付囑託申立を採用
富山冤罪国賠を支える会	
http://toyamakokubai.googepages.com/home	
メール toyamakokubai@gmail.com	



ことし6月、栃木県足利市でおきた幼女殺害事件(足利事件)で犯人とされた菅家利和さんがDNA鑑定で無実だと判明し、釈放されました。菅家さんは、警察に閉じ込められたワケの自白と聞かずして、2007年に選挙違反で起訴された鹿兒島県志布志市の市民13人が全員無罪になるという冤罪事件が明らかになりました。警察の取り調べで真犯人に出たとウソの自白をさせられていました。冤罪は市民の身辺にあり、冤罪を防ぐためにも、柳原さんの訴えをうけて、取り調べの可視化や証拠を公平に出す司法を実現し、一人ひとりの人権が守られる社会をつくっていかなくてはなりません。多くの市民のみなさんが柳原さんの国賠裁判に注目して下さるよう訴えます。

□ えん罪は他人事ではありません
柳原さんは、冤罪の真相と責任を明らかにしてほし、2009年5月富山地裁に国家賠償請求訴訟をおこしては、2年前には「謝罪」したはずの警察も検察も一転して「捜査は違法ではなかった」と言い始めています。柳原さんは無実の罪におとされた捜査資料を出すよう求めています。検察も警察も出そうとしていません。真犯人が別にいることに警察が気付きながら柳原さんを有罪にしている。真犯人が別にいることには、二度と冤罪をくりかえさないために真相究明が必要で、

□ 2007年1月—氷見えん罪事件の発覚
2007年1月、富山県警は無実の男性を「誤認逮捕」したと発表しました。柳原浩さんの冤罪(えんざい)が発覚したのです。検察官が異例の再審請求をおこない真犯人は別にいたとして無罪判決が出されました。柳原さんは、「なぜ自分のところに警察が来たのか?なぜ自分が犯人にされたのか?」その解明と責任を求めましたが、再審の裁判では、人権をふみじめる取り調べをおこなった警察官の尋問もされず、冤罪の真相は明らかになりませんでした。

れ荷物も持って氷見警察署建物から出るが、直後、門のところまで待ち構えていた

警察官により第一事件につき再逮捕。一方、真犯人は、この日、氷見市からほど近い石川県津幡町で強姦事件(石川第一事件)を犯している

- 五月二四日 第一事件起訴
- 六月 一日 真犯人、石川第二事件を犯す
- 六月 三日 Q弁護士が国選弁護人に選任される
- 七月一〇日 第一回公判期日。柳原氏、罪を認める。
- 八月一九日 真犯人が氷見市内で強姦事件(氷見第三事件)を犯す
- 氷見第一事件、第二事件、石川第一事件、石川第二事件そして氷見第三事件、いずれも特徴ある共通手口であり、しかも、石川第一事件現場の履物痕は氷見第一事件及び第二事件と同一であるほか、氷見第一、第二事件の被害者供述を録取した警察官と氷見第三事件の被害者供述を録取した警察官も(その他の捜査員も)同一であり、事件の共通性を認識することは極めて容易であろう。
- ひいて身体拘束のまま公判中の柳原氏が氷見第三事件の犯人たり得ないのであるから、第一、第二事件の犯人性にも疑問が生ずるのは当然であろう
- 九月 六日 午後第二回公判期日。A氏の実兄が情状証人として証言
- 一〇月 九日 第三回公判期日。被告人質問。罪を認め、反省等を述べている
- 一一月二七日 懲役三年の判決言い渡し。その後確定
- 二〇〇三(平成一五)年 三月〜二月 真犯人は、氷見市内で、氷見第四〜九事件を次々と犯す。手口はやはり同一である
- 二〇〇五(平成一七)年 一月一三日 柳原氏、福井刑務所を仮出獄
- 二〇〇六(平成一八)年 八月 一日 真犯人逮捕
- 二〇〇七(平成一九)年 一月一九日 富山県警察本部、柳原氏の無実を発表

二月 九日 検察官 再審請求

一〇月一〇日 再審無罪

□二〇〇九(平成二一)年

五月一四日 国賠訴訟提起

3

総会では、柳原さんが、なぜ「自白」したか？ なぜ、裁判で自認せざるを得なかったか？ なぜ、判決を争わず服役せざるを得なかったか？ 等々の一端を明らかにしたつもりである。柳原さんは、警察・検察さらには弁護士からも、そして親族からも犯人とされ、犯人を演ずるしかなかったのである。

まったく事実を知らない柳原さんが犯罪事実を自白した調書がなぜ、どのようにして作成されるのか？ それは警察官の作文であるとともに、事実を知っている警察官が被疑者柳原さんに、警察官が知っている事実に達するまで、答えをやり直させることから始まる。答えられない場合は、警察官からの誘導と示唆により、警察官の期待する回答を引き出して、「自白」調書は作成されていくのである。

絶望とあきらめの底にあった柳原さんは、警察官の意のまま「自白」するのである。

4

このような違法な、かつ非人間的な取り調べを防ぐためには、何をしなければならぬか多言を要しないであろう、取り調べの可視化である。

まったくの虚偽証拠が作出されていく過程、犯罪事実をまったく知らない柳原さんが、どうして犯罪事実を詳しく、かつリアルに語ったことと知っているのか？ 取り調べの全過程を明らかにしなければ、捜査の名のもとでの権力犯罪の防止は、不可能である。

5

水見国賠訴訟の訴状は、以下のように述べている。

「……本件のように、犯罪事実全く関与していない者が、ある日突然に身体を拘束され、そのまま有罪判決を受け、服役まで強いられるという信じがたいえん罪が、二度と繰り返されてはならない。日本国憲法、刑事訴訟法以下の基本的人権の擁護を大原則とする近代法治国家としての法体系、法手続は、まさにこのような公権力の誤れる行使を許さないためにこそある。

……そして、本件えん罪の原因、真相が究明されることは、えん罪という国家機関による最大の

人権侵害を根絶するためにも必要不可欠である。人権擁護は、日本国憲法の柱である。また、国際連合は人類普遍の原則として、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)を採択している。

そして規約の実施を促進するため自由権規約委員会を設け、締約国に人権状況の定期的報告を義務づけ、その状況を審査しているが、二〇〇八年一〇月の日本政府報告に対する審査において、同委員会は、長期におよぶ取り調べと自白を得る目的での濫用的な取調方法に懸念を表明し、代用監獄の廃止、取調の可視化、証拠開示などを勧告し、一年以内の追跡報告を日本政府に求めた。

わが国の人権状況は、世界から注目されているのである。加えて、拷問等禁止条約はあらゆる拷問が処罰されるべきことを定めている。

本件訴訟は、冤罪の被害回復を果たさせるものであるとともに、えん罪を二度と引き起こさないという、司法の基本的使命を全うするために、極めて重大な意義を有している」

水見えん罪事件の真相究明・水見国賠事件の遂行に、より多くのご支援をお願い致します。

第14回人権研究交流集会◎第18回実行委員会

札幌での人権集会の成功を期して

チケットの普及と集会参加に総力を結集しよう！

第14回人権研究交流集会実行委員会
現地事務局長 加藤 文晴

1

二〇〇九年の姫路総会においては、全体テーマはおろか、全体会の内容も、分科会の企画も何も決まっておらず、まったくの白紙状態であった第一四回人権研究交流集会も、あれから一年間、侃々諤々の議論を経て、全体会・分科会ともに、企画の内容が概ね固まってきた。

金沢総会では、会議の進行が押している中で、約一時間を確保していただき、第一四回人権研究交流集会第一八回実行委員会が行われ、集会の準備状況の報告と参加呼びかけをさせていただいた。

2

まず報告の冒頭で、各分科会担当者から、分科会の内容についてのプレゼンテーションをしていただいた。各分科会とも、第一線で研究されている学者あり、海外からのゲストあり、事件の当事者ありと、多彩な講師・パネリスト陣をそろえ、魅力あふれるものとなっている。その具体的な内容は、すでに「青年法律家」誌上で、数回にわたって、担当者からご報告をいただいているため、ここで詳細を紹介することは控えたい。

3

次に筆者から、全体会を含む実行委員会での議論状況について簡単に紹介した。

全体会は、労働現場でのご経験をお持ちで、運動論の観点から企業の社会的責任と労働者の権利について研究されている大島和夫京都府立大学教授に基調報告をお願いすることになった。

また、パネルディスカッションには、大島教授に加え、連合の総合国際顧問でILO理事を務められている中嶋滋氏、アムネスティ・インターナショナル日本事務局長の寺中誠氏、野村證券事件で原告代理人を務められた牛久保秀樹会員と、各分野を代表する著名な方々にご参加いただけるといった。

4


全体会の詳しい内容については、「青年法律家」誌上で、芝池俊輝会員よりご報告いただけることになっている。

続いて実行委員会本部事務局長の笹山尚人会員より、チケット普及についての呼びかけがあった。集会の成功は、いかにチケットを普及して、資金を集められるにかかっているとについても過言ではない。特に今回の集会開催地は札幌であり、全体会及び分科会の講師の交通費だけで、相当高額になることが予想される。

笹山事務局長からは、チケット販売の滑り出しはいいものの、まだまだ目標には遠くおよばないという現状について説明があった。そして、各支

2010年7月7日

**第14回人権研究交流集会
実行委員会NEWS No. 5**



青年法律家協会弁護士会合同協会
電話 03-6366-1131
FAX 03-6366-1141
E-mail bengaku@seihokyo.jp

いよいよ、あと本集巻の開催まであと3ヶ月となりました。全体会の内容が固まると共に、全体会のパナリストとして、大森和夫京大教授、中嶋圭一LO理事、アムネスティ・インターナショナル日本事務局長の寺中誠さん、そして牛久保秀樹会長といった顔ぶれが出揃いました。分科会もそれぞれ賑々と準備に入っています。開催日は、参加者を募り、チケットを普及させることが第一の課題となってきます。

全体会のパナリスト決まる！

「企業の社会的責任（CSR）」をいっしょに考える視点から」という全体会テーマにふさわしい、パナリストが決まりました。

基調講演をさせていただく大森和夫教授は、「企業の社会的責任」というそのものズバリの著書を上梓されたばかりで、単なる企業イメージの話題としてではなく、企業が社会的に存在を許される以上、社会に不可欠な責任を果たさなければなりません。そのために人権に対する様々な役割を果たさなければならぬという観点で講演をいただきます。

その上で、大森教授を加えてパナリストディスカッションを行うこととなりますが、労働の分野ではILO事務局をはじめとした国際基準をのぞく国内の機関として持ち込むのが課題となると考えています。この観点でILO理事として実際にILOの現場を体験している中嶋圭一LO理事をお招きし、中嶋さんにおいでいただきたいと考えています。また世界の様々な人権状況から企業にどのような変化が必要化について、アムネスティで企業活動の中心さんにお話を頂きます。そして、労働組合の支援活動でも、企業顧問として企業活動でも、それぞれ大きな役割を果たされている牛久保秀樹会長には、実務法律家としての考えの方でのご意見を頂きたいと考えています。

このほか、牛久保会長が仲達を招き、ILO勧告に基づく労働者村社員の待遇とこれ「労働基準」が、事件解決の原動力となった、野村建設事件の当事者からも、会場でご交

分科会も準備が進む

分科会も講師が決まるなど準備が進んでまいりました。

例をあげますと、分科分科会「企業基礎はなせるか？」では、共同通信記者の半田真さんのほか、企業基礎を掘り起こしたフィリピンから特別弁護士をお招きします。また、情報公開分科会「情報公開の字に『知る権利』をのぞく権利」とでは、元毎日新聞記者で西山記者事件の当事者西山太吉さんをお招きすることになりました。

参加とチケットの普及を！

企画が出揃い、現在は集巻の参加者を確保すること、チケットを普及させることが主要な課題となっております。

人権研究交流集巻は、真法協の弁護士会員の参加がその多くを占めることから、会員の参加を確保することがまず重要ですが、本日現在、実行委員会に寄せられた参加申し込みは60名ですが、従来の集巻の規模は、500名から1000名の規模で推移していますのでまだまだ全く参加申し込みが足りません。

また、集巻に参加しないまでも、チケットをご購入いただくことで、集巻の制作に貢献して頂くことも会員の皆様にはお願いしたいと考えています。人権研究交流集巻は、主要な収入源として収入に依存しており、実行委員会では各支部、地域に会員弁護士会のチケット普及を目標にチケットの普及をお願いしているところです。現状、チケットの普及は320枚で、出足としては好調ですが、まだまだチケットを積極的に普及させる必要があります。というわけで～

参加者の募集、チケット普及にご尽力下さい！

今後、参加者の募集、チケット普及が課題となります。よろしくお願ひします！

主な日程は以下のとおりです。	
7月26日	14時～17時 実行委員会（北海道自治法律事務所）
7月28日	14時～17時 第9回実行委員会（北海道自治法律事務所）
9月23日～4日	神学法律研究会第2回大会（東京大学）にて実行委員会
9月24日	14時～17時 最終実行委員会（会場にて）

高須く予定です。
このように再集した全体会を持つことが出来る運びとなりました。

部ごとの目標が明確に示され、目標達成のために
会員諸氏の奮闘に期待する旨が述べられた。
あいち支部の北村栄会員からは、前回の名古屋

での人権研究交流集会の際に、いかにチケットを
販売したか、その秘訣が披露された。チケット・
領収書・名簿の三つ道具を常に持ち歩く、札幌で
初の開催ということを強調する、
そして最後まであきらめないとい
う気合いを持つ等々、北村会員の
指摘はどれも的を射たもので、大
いに参考になった。特に、集巻前
夜の10時までFAX送信をして
三〇万円集めたというエピソード
には、参加者一同頭が下がる思い
だったに違いない。

街には知り合いが多いという者もいる。
彼らをぜひ活用して、楽しい札幌の夜を過ごし
ていただきたい。

筆者に同じことができるか自信
はないが、せめてチケット購入を
お願いする際には、北村会員がF
AX通信に載せ続けたダジャレを
上回るネタで勝負したいと考えて
いる。

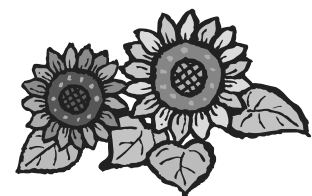
5

また今回の人権研究交流
集巻に合わせて、同期会の
開催を予定しており、総会では、
各期の現地担当者について紹介し
た。現地担当者の中には、同期の
知り合いは少ないが、ススキノの

6

今後は実行委員会を中心に、全体会・分
科会の企画の詰めと、チケット普及、動
員について検討していくことになる。実行委員会
で検討すべき課題はまだ多い。懇親会場のピ
ール園は、キリンがいいかアサヒがいいかサッポ
ロがいいかで、議論が紛糾する実行委員会である。
前途多難であるが、北の大地札幌で初めて開催さ
れる人権研究交流集巻を成功へと導けるように、
努力していく所存である。

会員の皆さまには、九月二五日・二六日には、
ぜひ札幌に足を運んでいただけるよう、そしてそ
れが難しい場合には、せめてチケットだけは購入
していただけるようお願いする次第である。



各会員の活動報告や今後の抱負を聞き 多くの刺激を受けた金沢総会

北陸支部事務局長 蕪城 哲平

一 二〇〇九年の春、姫路総会まであと二カ月弱となったところ、一通のFAXが当事務所に舞い込んだ。そう、青法協弁学合同部会本部から、二〇一〇年の総会を金沢で引き受けてほしいとの打診であった。わが北陸支部は、各県の会員数が少ないため、富山・石川・福井の連合体で活動しており、各会員は青法協らしい事件に力を注いでいるが、近年、北陸支部としての活動は目覚ましいものはあまりない。それどころか、毎年度の支部活動の報告や組織体制の報告など、日常的な事務作業すら滞っている始末である（これは事務局個人の怠慢との誘りは免れない）。このような小規模支部で、総会開催という任を遂げられるか不安を感じざるをえなかった。

二 早速、総会を引き受けるか、北陸支部内で協議をしたが、消極的な意見を言う会

員は皆無であった。二十数年前に、やはり北陸支部で総会を開催したときに右翼の街宣車対策のため会場に通じる橋を封鎖する騒ぎになったことなど、古参の会員からの、青法協が華やかかなりし(?)時代のエピソードにも励まされつつ、北陸支部で総会を開催しようという機運が高まっていた。

次の不安は、私自身、恥ずかしながら総会に参加したことがなかったので、総会の雑多な事務をうまく処理できるかということであったが、これはまったくの杞憂であった。本部から、北陸支部の役目は、会場などの手配や支部報告、オブショナルツアーの企画などであり、そのほかの大部分の事務処理は本部で行っていただけということだったので、この点についても私の不安は消し飛んだ。

最後の私の不安は、金沢という地は空港からも距離があり、それほど交通の便のよいところではないので、どれほどの会員が参加してくれるだろうかということであった。しかし総会開催の直前には、昨年の姫路総会とそんな色ない人数が集まってくれるとので、ほっと胸を撫で下ろした。

三 その他、小さなトラブルは尽きず、紆余曲折はあったが、何とか、総会当日を迎えることができた。総会当日の盛況ぶりについては、他の原稿でご堪能いただけると思うので、私からは差し控えたいと思う。夜の懇親会では、北は北海道から南は沖縄まで、各会員の活動報告や今後の抱負を聞かせていただき、私自身も多くの刺激をいただくことができた。

四 本年度、青法協本部の役員も刷新されたが、このような節目の総会を北陸支部で行うことができたことは大変幸せなことだったと思うし、このような節目の総会で北陸支部をご指名いただいたことにも感謝申し上げたい。

また、総会の開催にご尽力いただいた、本部の先生方、事務局、北陸支部の先生方、その他関係各所の方々には、この場を借りて感謝の意を述べさせていきたい。

二〇一一年度の総会は熊本で開催される予定というところで、時間が許せば、馬刺しと球磨焼酎を嗜みうかがいたいと思う。